

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 2017年1月27日
- 【発行者名】 UBS ETF・シキャブ
(UBS ETF)
- 【代表者の役職氏名】 取締役 アンドレアス・ハーバーツェト
(Member of the Board of Directors, Andreas Haberzeth)
取締役副会長 フランク・ミュゼル
(Vice-Chairman, Board of Directors, Frank Müsel)
- 【本店の所在の場所】 ルクセンブルク市 キルシュベルク地区L-1855 J.F.ケネディ通り49番地
(49, Avenue J.F. Kennedy, L-1855, Kirchberg, Luxembourg)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 中条 咲耶子
弁護士 山本 義人
弁護士 金光 由以
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03 (6212) 8316
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
UBS ETF 先進国株(MSCIワールド)
UBS ETF ユーロ圏大型株50(ユーロ・ストックス50)
UBS ETF 欧州通貨圏株(MSCI EMU)
UBS ETF 欧州株(MSCIヨーロッパ)
UBS ETF 英国大型株100(FTSE 100)
UBS ETF 欧州通貨圏小型株(MSCI EMU小型株)
UBS ETF MSCIアジア太平洋株(除く日本)
UBS ETF スイス株(MSCIスイス20/35)
UBS ETF 英国株(MSCI英国)
UBS ETF 米国株(MSCI米国)
*上記名称は、届出の対象とした募集(売出)有価証券信託受益証券の名称である。
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】
- (1) UBS ETF 先進国株(MSCIワールド)
申込期間(2016年7月1日から2017年6月30日まで)
2,000,000,000,000円を上限とする。
 - (2) UBS ETF ユーロ圏大型株50(ユーロ・ストックス50)
申込期間(2016年7月1日から2017年6月30日まで)
2,000,000,000,000円を上限とする。
 - (3) UBS ETF 欧州通貨圏株(MSCI EMU)
申込期間(2016年7月1日から2017年6月30日まで)
2,000,000,000,000円を上限とする。

- (4) UBS ETF 欧州株 (MSCIヨーロッパ)
申込期間 (2016年7月1日から2017年6月30日まで)
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (5) UBS ETF 英国大型株100 (FTSE 100)
申込期間 (2016年7月1日から2017年6月30日まで)
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (6) UBS ETF 欧州通貨圏小型株 (MSCI EMU小型株)
申込期間 (2016年7月1日から2017年6月30日まで)
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (7) UBS ETF MSCIアジア太平洋株 (除く日本)
申込期間 (2016年7月1日から2017年6月30日まで)
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (8) UBS ETF スイス株 (MSCIスイス20/35)
申込期間 (2016年7月1日から2017年6月30日まで)
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (9) UBS ETF 英国株 (MSCI英国)
申込期間 (2016年7月1日から2017年6月30日まで)
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (10) UBS ETF 米国株 (MSCI米国)
申込期間 (2016年7月1日から2017年6月30日まで)
2,000,000,000,000円を上限とする。

* 上記金額は、届出の対象とした募集 (売出) 有価証券信託受益証券の金額である。

* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
東京都中央区日本橋兜町二丁目1番

- (注1) アメリカ合衆国ドル (「米ドル」)、イギリスポンド (「英ポンド」)、スイスフラン (「スイスフラン」) およびユーロの円貨換算は、便宜上、2016年4月1日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1米ドル = 112.35円、1英ポンド = 161.31円、1スイスフラン = 116.98円、1ユーロ = 127.87円) による。
- (注2) 本書の中で特に記載のない限り金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の金額の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき、異なった円貨表示がなされている場合もある。
- (注3) 本書において使用される各用語は、別段の記載がある場合または文脈上別異に解される場合を除き、(i) 信託契約 (以下に定義される。) に基づき受託されたETF投資証券を信託財産とする信託にかかる受益権に関する上場信託受益権信託契約及び本投資法人 (以下に定義される。) に係る契約に関する基本契約 (「基本契約」)、(ii) 上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項 (「信託契約条項」) ならびに (iii) 上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する個別契約書 (「個別契約」) (基本契約、信託契約条項および個別契約を総称して「信託契約」) に定める意味を有する。
- (注4) 本書において、別段の記載がある場合を除き、以下の用語は下記の意味を有する。

本受益権

本信託にかかる受益権を意味する。

本信託

信託契約に基づき受託されたETF投資証券を信託財産とする信託を意味する。

指定参加者

投資サービスの運営につき、金融活動作業部会の加盟国内にあり広く認知されている規制当局により規制を受ける一流信用機関または一流金融サービス機関 (特定の証券取引所のマーケットメーカーである場合も可) であって、UBS ETF・シキャブ (「本投資法人」) の投資証券を現物取引において申込みまたは償還することを目的に参加合意を締結したものを意味する。

基準通貨

各サブファンドの純資産価額が算出される基準通貨を意味する。

営業日	ルクセンブルクにおける各通常銀行営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間で営業を行っている各日)を意味する。ただし、各法定外休日および各サブファンドが投資を行う主要国の証券取引所の休業日またはサブファンドの投資の50%以上を適切に評価できない日を除く。
現金償還手数料	サブファンドのETF投資証券が本投資法人の資産から現金に償還される場合に、投資主が償還の利益の中から本投資法人に対して支払う手数料を意味する。
日次の1口当たり純資産価額	2取引日前に認められたすべての現金償還を目的として、各営業日(通常、取引日でもある)の該当評価時点において管理事務代行会社により算出される、サブファンドの該当投資証券クラスの公式な1口当たり純資産価額を意味する。
取引日	管理事務代行会社により投資証券の申込みが受諾され、または償還が承認される日(それぞれ営業日であること)および取締役が管理事務代行会社とともにその都度決定するその他の日を意味する。
ETF投資証券	SIXスイス証券取引所および/または本投資法人のウェブサイト(www.ubs.com/etf)において示されるその他の証券取引所に上場されている、本投資法人のサブファンドのいずれかのクラスの投資証券を意味する。
2010年法	ルクセンブルクの2010年12月17日付投資信託に関する法律(随時行われる改正を含む。)を意味する。
ルクセンブルク	ルクセンブルク大公国を意味する。
MIFID指令2004/39/EC	理事会指令85/611/EECおよび93/6/EECならびに指令2000/12/ECを改正し、理事会指令93/22/EECを無効化する、金融商品市場に関する2004年4月21日の理事会および欧州議会による指令2004/39/ECを意味する。
適格保有者	次の(i)ないし(iv)に該当するものを除く、人、企業または事業体を意味する:(i)米国人(1940年法および商品取引所法(改正を含む、「CEA」)に基づき米国人とみなされるものも含む)、(ii)1974年制定の米国従業員退職所得保障法(改正を含む)のタイトルIの対象となる退職金制度または1986年制定の米国内国歳入法(改正を含む)セクション4975の対象となる個人退職金口座もしくは制度、(iii)その他の人、企業または事業体のうち、当人、本投資法人またはその他に対し適用される法令に違反しなければ当該投資証券を取得または保有することのできないもの、およびその保有が(単体でまたは当該投資証券に対し投資を行なう同状況下にある投資主との連動により)、それがなければ被らなかつたであろう本投資法人の税金負担もしくは金銭上の不利益を生じさせまたは本投資法人がいずれかの裁判管轄区の法律(連邦証券法、1940年法およびCEAを含むが、これに限らない)に基づき本投資法人もしくはその証券のクラスを登記しなければならない事態を招く可能性のあるもの、ならびに(iv)上記(i)ないし(iii)に示される人、企業または事業体の管理者、名義人および受託者。
規制市場	MIFID指令2004/39/EC第4条1項(14)に定義される規制市場を意味する。
標準申込/償還期限	各取引日または前取引日において、ETF投資証券の現金申込みおよび/または現金償還の申込が当該各取引日または前取引日に処理されるために、管理事務代行会社により受理されるべき基準時刻を意味する(「第二部 第1 2(1) サブファンド」において各サブファンドにつき特定されている)。
申込/償還手数料	指定参加者が、申込みを行なう投資証券の価格に添加しまたは償還を行なう投資証券から控除することによりデジタルリーに対し支払う基準通貨による金額を意味する。当該金額は、指定参加者が取引日においてサブファンドに対し行なった申込みまたは償還の投資証券数とは無関係である。当該金額は、各サブファンドが投資証券の申込みに際し証券を受領し、または償還に際し証券を引渡す場合に要する処理費用の推定額に相当する。
評価時点	申込みおよび償還が先渡し価格ベースでのみ行なわれることに鑑み、2取引日前に承認されたすべての現金償還のために各サブファンドおよび投資証券クラスの日次の1口当たり純資産価額が算出される、各営業日(通常取引日でもある)の特定の時点の意味する。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、委託者にイービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社が追加されたため、平成28年6月30日に提出した有価証券届出書(平成28年9月29日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」という。)の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、本訂正届出書を提出するものである。

なお、下線の部分は訂正部分を示す。

2【訂正内容】

第一部 証券情報

<訂正前>

有価証券信託受益証券に関する証券情報

(中略)

発行価格

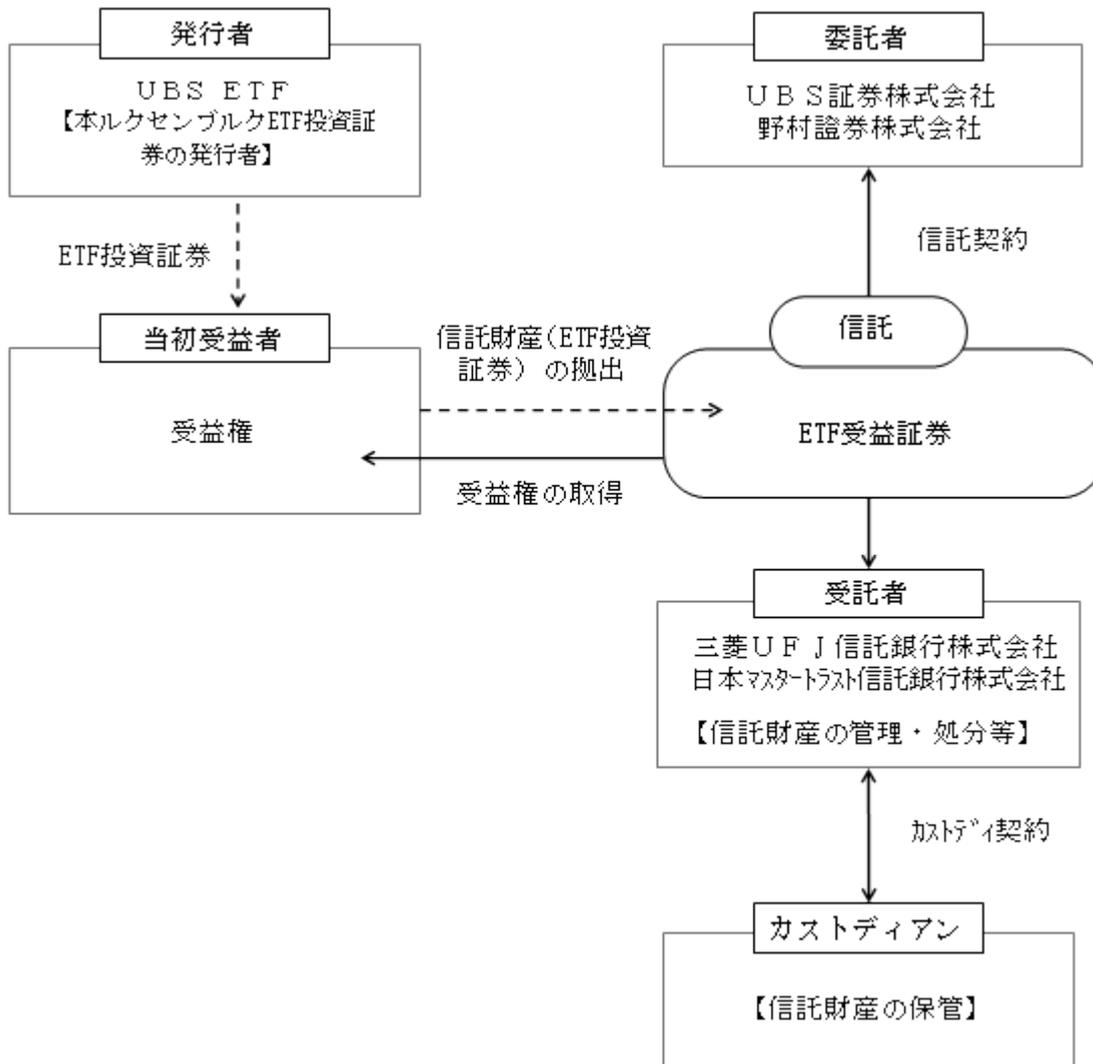
本受益権に係る信託の設定は、本投資法人、三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社(以下「受託者」と総称します。)ならびにUBS証券株式会社および野村證券株式会社(以下「委託者」と総称します。)との間で平成27年2月27日付で締結された上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する基本契約書(以下「基本契約」といいます。)、上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項(以下「信託契約条項」といいます。)および当該契約に基づく上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する個別契約書(以下「個別契約」といい、基本契約、信託契約条項と合わせて、「信託契約」といいます。)に基づき、委託者によって行われることとなり、受託者は、信託契約に基づく本ルクセンブルクETF投資証券の振替手続の完了を確認した後、当初受益者に対して本ルクセンブルクETF投資証券の口数に受益権付与率を乗じた口数の受益権を発行します。そのため、委託者以外の者が本受益権を取得しようとする場合、流通市場において本受益権を取得することとなります。

(中略)

有価証券信託受益証券の発行の仕組み

委託者と受託者との間で本受益権を発行する旨を定めた信託法による信託契約が締結され、受託者は、当該信託契約に基づき、委託者による当初の信託設定および追加信託に際して、委託者が指定する者(以下「当初受益者」といいます。)により拠出した本ルクセンブルクETF投資証券を管理および処分し、当初受益者が本受益権を取得します。

本受益権は、信託法に規定する受益証券発行信託の受益権であり、有価証券として金融商品取引法の適用を受けます。金融商品取引法第2条第5項および金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第14条第2項第3号に基づき、受託有価証券である本ルクセンブルクETF投資証券の発行者(UBS ETF・シキャブ)が本受益権の発行者です。



(後略)

< 訂正後 >

有価証券信託受益証券に関する証券情報

(中略)

発行価格

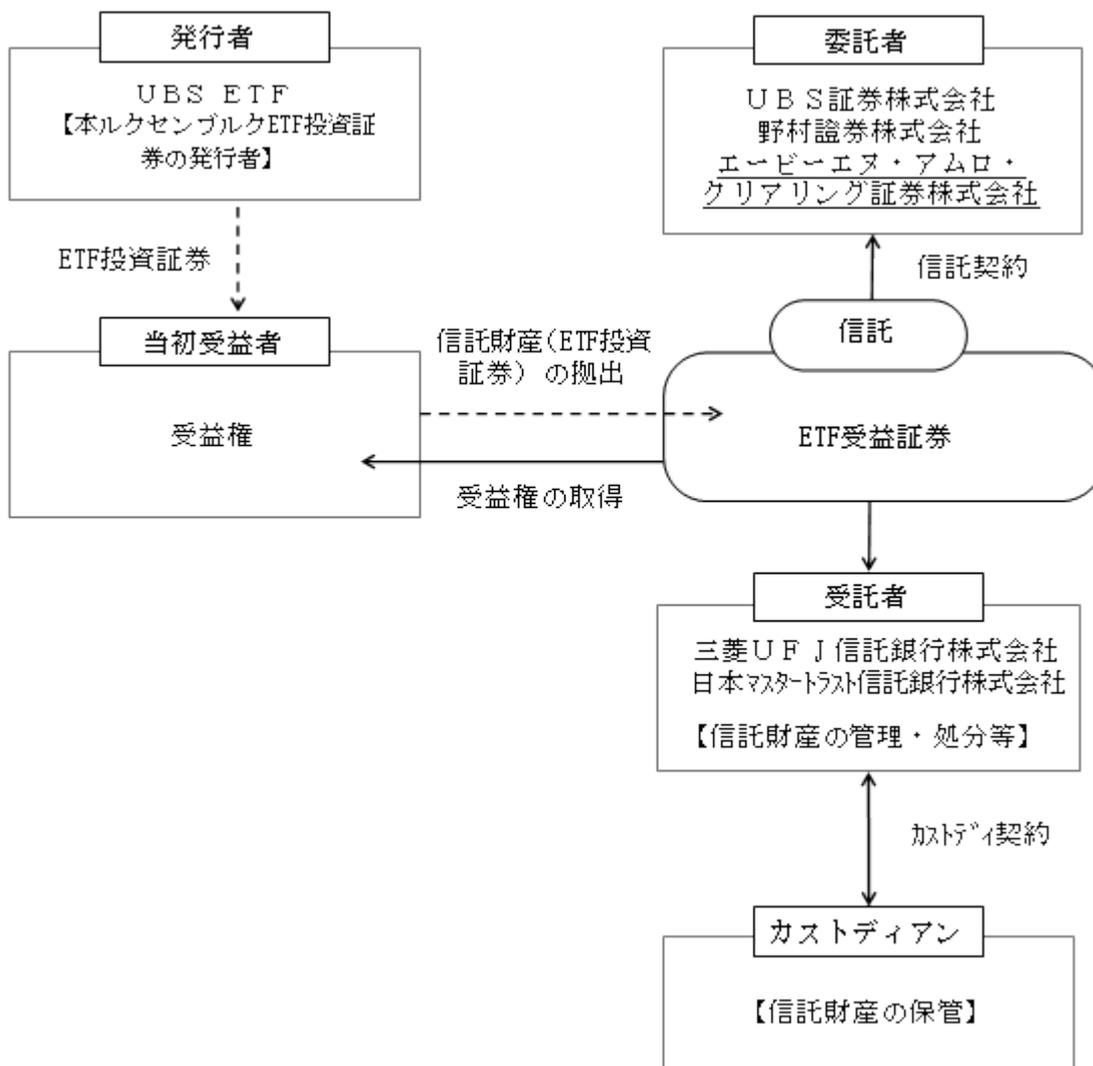
本受益権に係る信託の設定は、本投資法人、三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社(以下「受託者」と総称します。)ならびにUBS証券株式会社および野村證券株式会社(以下、本信託の委託者として平成29年1月27日に新たに追加されたエービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社と合わせて「委託者」と総称します。)との間で平成27年2月27日付で締結された上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する基本契約書(以下「基本契約」といいます。)、上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項(以下「信託契約条項」といいます。)および当該契約に基づく上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する個別契約書(以下「個別契約」といい、基本契約、信託契約条項と合わせて、「信託契約」といいます。)に基づき、委託者によって行われることとなり、受託者は、信託契約に基づく本ルクセンブルクETF投資証券の振替手続の完了を確認した後、当初受益者に対して本ルクセンブルクETF投資証券の口数に受益権付与率を乗じた口数の受益権を発行します。そのため、委託者以外の者が本受益権を取得しようとする場合、流通市場において本受益権を取得することとなります。

(中略)

有価証券信託受益証券の発行の仕組み

委託者と受託者との間で本受益権を発行する旨を定めた信託法による信託契約が締結され、受託者は、当該信託契約に基づき、委託者による当初の信託設定および追加信託に際して、委託者が指定する者(以下「当初受益者」といいます。)により拠出した本ルクセンブルクETF投資証券を管理および処分し、当初受益者が本受益権を取得します。

本受益権は、信託法に規定する受益証券発行信託の受益権であり、有価証券として金融商品取引法の適用を受けます。金融商品取引法第2条第5項および金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第14条第2項第3号に基づき、受託有価証券である本ルクセンブルクETF投資証券の発行者(UBS ETF・シキャブ)が本受益権の発行者です。



(後略)